高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種のお知らせ

昭和３５年度生まれの方に案内しています

あなたは令和７年度定期接種の対象です

接種の日に６５歳

６５歳の誕生日から６６歳の誕生日前々日まで

６６歳を過ぎて接種を希望する場合は任意接種となります。

したら保健福祉センターへお問い合わせください。

接種期間　令和７年４月１日～

助成額　４，０００円（生涯に１回のみ）

生活保護受給者は全額補助　※受給者証の写しが必要です。

（注）医療機関では接種料金と助成額の差額（3,500 円程度）をお支払いください。

医療機関

設楽町	伊 藤 内 科	62-0558	新城市	静巌堂医院	0536-35-0022
	月新堂医院	62-0026		宮 本 医 院	0536-35-0811
	つぐ診療所	83-3001			

※上記以外の医療機関で受ける時はしたら保健福祉センターにお電話を！！

① 愛知県内の広域予防接種協力医療機関：広域予防接種連絡票と予診票を交付します。

② ①以外と愛知県外の医療機関：予診票と請求書をお渡しします。

接種費用を全額支払ったあと、上記の助成額分を保健センターに請求していただきます。

※接種するときの注意

- 接種の前には裏面「予防接種を受ける時の注意」をよくお読みください。
- 同封の予診票をお持ちください。

【問い合わせ先　したら保健福祉センター予防接種担当　電話（0536）62-0901】

予防接種を受ける時の注意

肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、肺血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。肺炎は死亡原因の第３位です。成人の肺炎のうち、２５～４０%は肺炎球菌が原因と考えられています。

・肺炎球菌ワクチンとは

肺炎球菌には１００種類以上の菌型があり、定期接種で使用される２３価肺炎球菌ワクチンは２３種類の予防を対象としたワクチンです。この２３価ワクチン以外に１３価ワクチンもありますが、１３価ワクチンは定期接種の対象にはなりません。

※過去に２３価肺炎球菌ワクチンを受けた人は費用助成の対象にはなりません。

・副反応

接種部位の痛み、腫れ、発赤、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛がある時は医師にご相談ください。

※5 年以内に再接種すると、副反応が強く発現すると言われています。再接種を希望する場合は主治医と相談し、前回接種から十分間隔をあけてください。

◎予防接種健康被害救済制度があります　（定期と任意では補償内容に違いがあります。）

予防接種は感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり、障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

詳しくは設楽町ホームページをご覧ください。